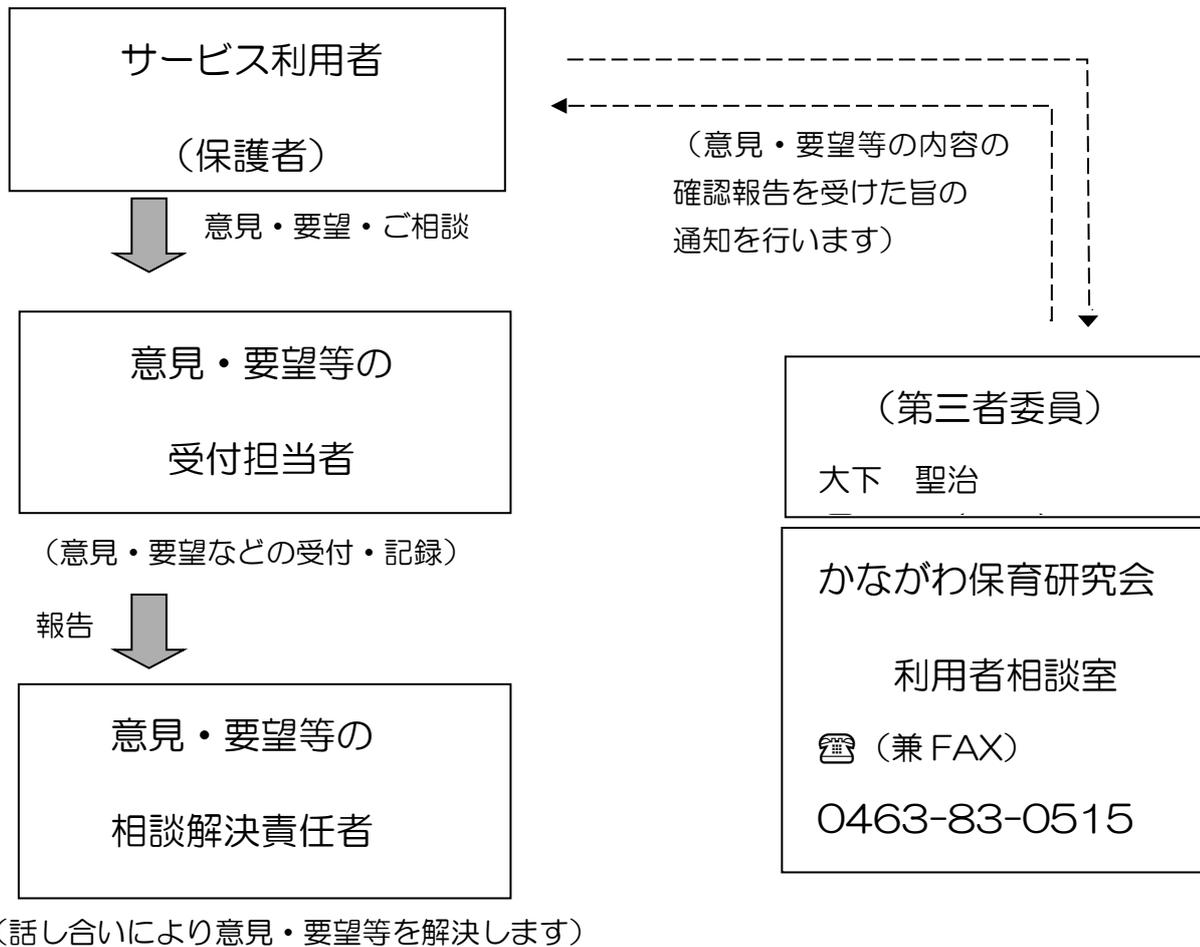


苦情解決システムについて

ご意見、ご要望、ご相談は保育園に遠慮なくお伝えください。さらに、保育園責任者への相談で納得いかない場合は、第三者委員に相談し、話し合いへの助言を求めることができます。



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、神奈川県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し出ることもできます。

福祉サービス運営適正化委員会の連絡先 ☎045-317-2200